

平成27年度県・市町村国民健康保険連携会議 主な意見の取りまとめ

【3回目】

- 1 日・場所 平成28年2月10日・中部総合事務所
- 2 出席 県内市町村、国保連合会、医療指導課
- 3 主な議題 国保制度見直しの県と市町村の検討体制 等

〈主な意見〉

- 各作業部会の構成員については、実務に精通したかたがよいとは思いますが、今年度中に選出した場合、人事異動等を勘案すると、業務に精通した経験年数が長い人ほど異動の確率も高く、4月には国保事務を未経験の人が後任となる可能性がある。4月になってから選出することにしてはどうか。
- 作業部会の構成員は東中西の市町村から各2名となっているが、市町村の規模など、ある程度バランスを考慮した上で、選出する必要がある。
- 財政・保険料（税）作業部会は、納付金の算定等財政運営の枠組みを早期に決定する必要があるため、早い段階で検討を始める必要があるが、保険給付等作業部会での検討事項は、市町村にとってはこれまで実際にやってきたことでもあり、多少タイミングをずらして開催してもよいのではないかと。
- 財政・保険料（税）作業部会については早い段階で検討していく必要がある。保険給付等作業部会では、主に国保運営方針に盛り込んでいくべき事項の検討となるが、それ以外にも夏頃まで検討していく項目があると聞いている。それらを横目で見ながら進めて行くことが必要と考える。いつから始めるかは、県にお任せいただきたい。

〈主な質問〉

- 保険給付に充てる費用については、これまでどおり国保連から市町村への請求となっているが、これを県へ請求してもらって、県が国保連に支払うといったことはできないのか。
- 保険給付の主体は市町村であるため、これまでどおり国保連から市町村への請求となっている。国保連への支払いは、市町村事務の簡素化の観点から、県が全市町村分を国保連へ支払う方向で検討されているところである。
- 市町村にとって一番関心があるのは、納付金と標準保険料率がどうなるかということだが、平成30年度分はどの時点の医療費や所得の数字を使って計算するのか。
- ガイドライン案では、平成28年秋には試算ができるよう国はデータや係数を提供するという事になっている、少なくともそれまでには示されると思う。
- 医療費の審査について、今は国保連一次審査、市町村二次審査といったところだが、県が行うことになる審査は、市町村に代わって行う二次審査的なものになるのか、それとも三次審査的なものになるか。
- 改正国保法でいう県の保険給付の審査の意味合いは、二次審査的なものや運営方針案に例示されている海外療養費の審査のように専門性が発揮され易い県が代わって行うべきとの考えもある。県の保険給付の審査への関与は連携会議で議論していくことになる。